

令和8年6月16日  
環境清掃部清掃リサイクル課

## 使用済み注射針回収事業について

### 1 使用済み注射針の取扱い

在宅患者の使用済み注射針は、東京二十三区清掃一部事務組合において、作業員等の針刺し事故が発生する恐れがあることから、当該組合施設では受入れできない廃棄物とされている。

### 2 注射針回収に係る現状と課題

区では、針刺し事故をなくし、適正で安全な廃棄処理を図るため、江東区薬剤師会の協力により、「使用済み注射針回収薬局」の表示のある薬局において注射針を患者から回収し、管理センターに集積して適正に処理している。具体的には、区の負担で用意した専用の回収容器を薬局で患者に配付し、患者が注射針を入れた回収容器を薬局に持ち込み、薬剤師会が処理業者に委託し、適正に処理している。

近年、針と本体が一体型の注射器が増加し、回収容器に入った注射針の処理に加え、回収容器には入れずに薬局へ持ち込まれた注射器の処理が増加している。



回収容器

### 3 回収実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
回収容器 ※1	3,757個	3,920個	3,470個	2,946個	3,154個

※1 回収容器には最大120本の注射針を収容可能

※2 令和7年度の一体型注射器の回収実績は5,036本

### 4 安定的な回収システムの確保

令和8年度より、使用済み注射針の安定的な回収システムを将来に渡り確保するため、江東区薬剤師会が負担する注射針の回収及び処理に要する経費に対する新たな補助制度を創設する。

#### 【補助内容】

補助対象経費：回収容器購入費、処分費等

補助率：10/10（年度末精算払い）

当初予算額：1,000千円（容器購入費560千円、処理費440千円）